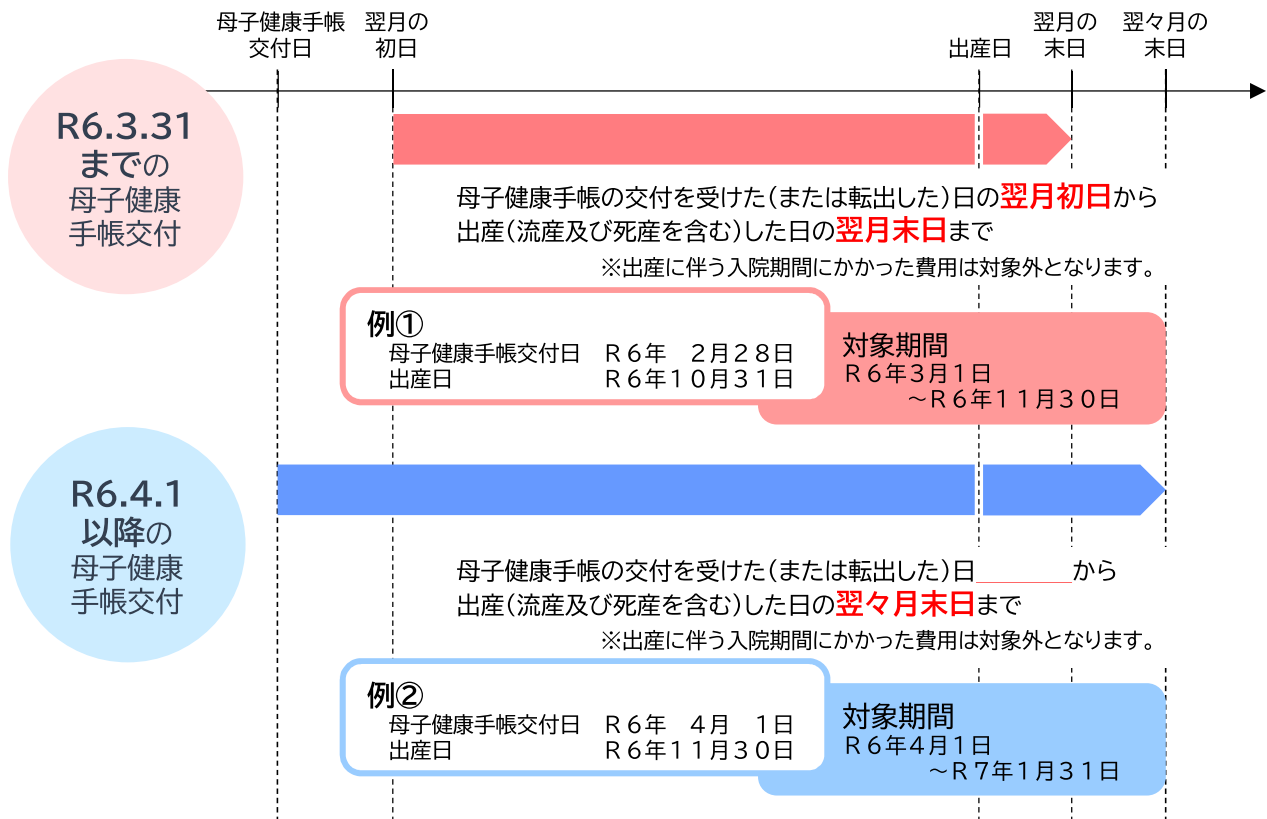


# スケジュール(イメージ図)



## Q&A

Q1

R6年4月5日に母子健康手帳を交付され、4月1日に貧血で内科の病院にかかりましたが、該当しますか？

A1

4月5日以降の診療分から該当になるので、4月1日診療分は該当しません。

Q2

出生届の際に、今までかかった医療費をまとめて申請できますか？

A2

1年以内の診療分であれば、申請ができます。

Q3

住民票は白杵にありますが、県外に里帰り出産した場合も申請できますか？

A3

健康保険適用の診療であり、領収書があれば、申請できます。

Q4

申請時には、何が必要ですか？

A4

母子健康手帳、健康保険証、ご本人名義の通帳、領収書(原本)を窓口を持参してください。

Q5

領収書をなくしました。どうしたらよいですか？

A5

領収書がない場合は、子ども子育て課へお問い合わせください。詳細をお伝えします。